

中央区赤い羽根地域づくり助成要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、神戸市中央区社会福祉協議会（以下「本会」という。）が共同募金の配分金の一部および神戸市中央区善意銀行預託金並びに本会が保有する地域福祉推進基金の一部を財源として、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らせることを目的に、中央区内（以下「区内」という。）の地域福祉のために事業を実施する団体を公募し、その活動に要する経費の一部を助成するために必要な事項を定めるものとする。

(助成の目的)

第2条 区内の実情に応じた、団体等の多彩な活動を財政面から支え、特に、民間の社会福祉事業者等の先駆的な事業等を支援すると共に、寄付者の意思を尊重し、適正公平かつ社会福祉の増進に効果のある活動に対し助成することを目的とする。

(助成対象団体)

第3条 助成対象は、社会福祉を目的とする団体であって次の各号に該当する団体とする。

- (1) 社会福祉法第2条第2項及び3項に規定する事業を行う施設・団体
- (2) 公益法人、公益社団（財団）法人、一般社団（財団）法人、民間非営利組織（NPO）
- (3) その他、区内において先駆的な事業等を実施することが可能であると本会が認めた団体

2 法人格を有しない団体であっても、法人同様に規約があり運営体制等が整備され、独立、主体的運営がなされている場合は、助成の対象とする。

3 営利を目的とする団体、政治目的をもつ団体、宗教団体は助成の対象としない。ただし、団体から独立した運営がなされている団体の場合は、助成の対象とすることができる。

(欠格事由)

第4条 助成を受けようとする団体が、次の各号のいずれかに該当する時は、助成の対象外とする。

- (1) 団体の規約、活動実績及び財務状況を公表できない団体
- (2) 過去3年以内に、共同募金の配分事業に関して、本会の定める期間内に指定の様式に則った実績報告書の提出がなされなかった団体

(対象事業)

第5条 公募助成の対象は、原則として、既存の助成制度で対応出来ない事業であり次の各号のいずれかに該当する事業等とする。

(1) Aタイプ

- ① 区内の福祉課題に対応する先駆的な事業
- ② 区内の地域福祉向上のために行われる地域課題に対する事業
- ③ 区内の社会福祉施設の福祉向上のために行われる事業

(2) Bタイプ

- ① 区内の新たな活動の場、グループの組織化事業
- ② 区内の既存組織・事業の中の新たな取組み事業
- ③ 区内の既存組織の事業の充実

2 前項に該当する場合であっても、区外で行う事業及び年度内に実施できない事業は対象外とする。

(配分額)

第6条 助成に必要な配分予算額は、中央区共同募金委員会の意見を聞き、本会理事長が年度毎に定めるものとする。

(助成申請)

第7条 助成を受けようとする団体は、申請書と必要書類（以下「申請書等」という。）を本会が指定した期日までに本会に提出するものとする。

(要件審査)

第8条 本会は、提出された申請書類に基づき要件審査を行い、要件不備の場合は、理由を付して、申請団体に通知する。

(企画提案会の開催)

第9条 本会は、審査会において、申請団体に対して、企画提案会での提案説明を求めることができる。

2 本会は、前項により提案説明を求められた申請団体が公開企画提案会を本会の承諾を得ず、欠席した場合は、不採択とする。

(審査)

第10条 申請された事業等の内容の審査は、中央区共同募金委員会審査委員会規程第2条第3号により、当該審査会を開催し、第6条で定める助成予算の範囲内で、当該審査会において配分対象団体及び助成額を決定し、本会に報告するものとする。

(報告の尊重及び助成額の決定)

第11条 本会は、前条に定める報告を尊重し、助成先、助成額等を決定するものとする。

(助成決定通知)

第12条 本会は申請団体に対して、審査委員会で決定された内容を通知するものとする。

2 本会は、前項の報告に基づき、助成金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(助成金の交付)

第 13 条 前条の決定通知を受けた団体（以下「助成団体」という。）は、本会が定める助成請求書を本会に事前に提出するものとする。本会は、請求書受理後、速やかにこれを支出するものとする。

(採択事業内容の変更)

第 14 条 助成団体が、やむを得ない事情により配分金の使途を変更する場合は、使途変更申請書を本会に提出し、承認を受けなければならない。

(助成の変更・取消)

第 15 条 助成団体が事業を実施するにあたり、次の各号のいずれかに該当する場合は、本会は、助成決定を変更もしくは取消し、助成金の一部もしくは全額を返還させることができる。

- (1) 助成決定後、事業等実施が不可能になった場合、または、事業の一部が実施不能となった場合
- (2) 助成金を指定された事業以外に使用した場合
- (3) その他、本会の指導に従わない等、本会が不相当と認めた場合。

(事業報告)

第 16 条 助成団体は、事業の完了後に、別途定める報告書に必要書類を添えて、事業の完了した日から 30 日を経過する日、または本会が指定する日までに、本会に提出するものとする。

- 附 則 この要綱は、平成 27 年 9 月 3 日から施行する。
この要綱は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。
この要綱は、平成 29 年 1 月 27 日から施行する。
この要綱は、平成 30 年 1 月 19 日から施行する。